

メールやウェブ上で送受信した請求書等の
データ保存がまもなく義務化されます！

改正電子帳簿 保存法 対策講習会



定員超過のため会場参加の
申込受付を終了しました！

2022(令和4)年1月1日に施行された「改正電子帳簿保存法」は2年間の有期期間を終え、2024(令和6)年1月1日から電子取引データの保存が義務化され、電子メールやファイル共有サービスなどにより発行・受領した請求書・領収書・契約書・見積書等を原則、紙に印刷して保存することが出来なくなります。

本講習会では、新たに整備された猶予措置の内容も含め、対応のポイントや留意点をわかりやすく説明します。

あわせて経理業務のデジタル化やペーパーレス化に向けて、一定の要件のもと可能となる電子帳簿等保存やスキャナ保存についても改正事項を中心に制度概要をおさらいしますので是非ご参加ください。

講師



久乗 哲氏
税理士法人りたつくす
代表社員 税理士

電子取引データの保存：メールやウェブ上でやり取りした電子ファイルをデータで保存することを義務付ける制度
電子帳簿等保存：パソコン等を使用して作成した帳簿や取引書類を電子で保存し、紙保存を不要とする制度
スキャナ保存：取引相手から受け取った書類等を画像データ化して保存し、紙保存を不要とする制度

日時

2023(令和5)年
12月15日(金)
13:30～15:30

場所

京都経済センター 6階 6-D会議室
京都市下京区四条通室町東入
(地下鉄「四条駅」、阪急「烏丸駅」
26番出口直結)
※公共交通機関をご利用ください。

参加方法



会場：定員50名

※定員に達したため申込受付を終了



動画視聴：定員なし

(配信期間：12/19～1/12)

※申込締切：1/11(木)17時

動画参加・視聴無料

内容

- ①電子取引データ(請求書、領収書、見積書、契約書等)の保存方法のポイントや留意点
- ②電子帳簿等保存、スキャナ保存の概要と主な改正事項
- ③改正電子帳簿保存法(3つの区分)とインボイス制度との関係性 など

※参加証の発行は致しません。

※会場参加は1事業所につき1名とさせていただきます。

※ご記入いただいた個人情報(本事業の管理・運営、主催者の各種連絡や情報提供に利用させていただくほか、講師に参加者名簿として提供する場合があります)。

※体調不良の場合は会場参加をご遠慮いただくなど感染拡大防止にご協力ください。

※会場定員超過後のお申込みは動画視聴をご案内いたします。

